

審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	令和4年度 第1回 甲州市国土利用計画策定審議会
開催日時	令和4年8月22日(月) 午後1時30分から午後2時45分
開催場所	甲州市役所本庁舎1階 市民ギャラリー
議題	1 審議会の運営について 2 国土利用計画(甲州市計画)第2次計画策定について 3 その他
出席委員	雨宮昭一委員、雨宮正明委員、荻原雄司委員、古屋公男委員 武藤慎一委員 <div style="text-align: right;">(五十音順)</div>
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	0人
審議概要	別紙のとおり
事務局に係る事項	出席者 政策秘書課4名(前田政策秘書課長、新田リーダー、窪川、水上) 公益財団法人 山梨総合研究所2名(櫻林、廣瀬)
その他	

令和4年度 第1回 甲州市国土利用計画策定審議会

日時 令和4年8月22日（月） 午後1時30分から午後2時45分

場所 甲州市役所本庁舎1階 市民ギャラリー

出席 雨宮昭一委員、雨宮正明委員、荻原雄司委員、古屋公男委員
武藤慎一委員（五十音順）

欠席 金井達志委員、坂本覚委員（五十音順）

内容	次第に基づき以下の通り進められた。
1 開会	【開会】
2 委嘱状交付	【委嘱状交付】
3 市長あいさつ	○鈴木市長 本日は、公私ともに大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。 また、今回は甲州市の国土利用計画策定審議会の委員を、お引き受けいただきまして、重ねて御礼申し上げます。 国土利用計画は、国土利用計画法に基づき、国民のための限られた資源であり、生活や生産に通ずる活動の共通の基盤である国土について、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件に配慮しながら、総合的な視点に立って、その有効利用を図ることを目的として策定されるもので、国土利用に関する行政上の指針となるものです。 当審議会でご協議いただく国土利用計画甲州市計画は、国土利用計画全国計画及び山梨県国土利用計画を上位計画とし、また、市の最上位計画であります甲州市総合計画に即した土地利用に関する総合的な指針であり、甲州市都市計画マスタープラン、甲州市農業振興地域整備計画などの関連する部門計画の上位計画として位置付けられるものとなります。 皆様におかれましては、市民の目線や専門的な視点から、十分にご審議をいただきたいと考えておりますので、どうか、甲州市の発展のために、お力をお貸しいただけますようお願い申し上げます。 本日は、どうぞよろしく願いいたします。

4 委員自己紹介	【事務局及び委員自己紹介】
5 会長・副会長の選任	<p>○事務局（新田） 次第の5「会長・副会長の選任」となります。選任に先立ちまして、甲州市附属機関の設置に関する条例について事務局よりご説明いたします。</p> <p>○事務局（水上） それでは、資料2に基づき、説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。甲州市国土利用計画策定審議会につきましては、本条例第2条の規定により設置されています。本審議会の委員については、市長が委嘱いたします。任期は、市長から諮問された内容に係る審議の期間を任期とする事となっており、令和4年度中を予定しております。また、第4条において、審議会に会長・副会長を置くこととしており、委員の互選により会長・副会長を定めることとなっておりますので、この後、委員の皆様の意見に基づき、会長・副会長を専任する事となります。説明は以上となります。</p> <p>○事務局（新田） ただいまご説明いたしましたとおり、「甲州市附属機関の設置に関する条例」に基づき、正副会長の選任を行いますが、選任については、委員の互選と規定されております。委員の皆様からご意見がございましたら、お願いいたします。</p> <p>○荻原委員 事務局の案でいいのでは。</p> <p>○事務局（新田） 事務局の案をお伝えしてよろしいでしょうか。</p> <p>○全員 よい。</p> <p>○事務局（新田）</p>

	<p>事務局の案ということで、お声をいただきましたので、事務局案をお示しさせていただければと思います。</p> <p>事務局案としましては、会長を武藤慎一委員、副会長を雨宮昭一委員にお願いしたいと思いますがよろしければ拍手でご承認をお願いいたします。</p> <p>○全員 (拍手あり)</p> <p>○事務局（新田） ありがとうございました。委員の皆様からご承認をいただきましたので、会長は武藤慎一委員、副会長は雨宮昭一委員に決定をさせていただきます。</p> <p>それでは、会長に選任されました武藤委員には席の移動をお願いいたします。</p> <p>(席の移動後)</p> <p>○事務局（新田） それでは、次第の6となります。選任されました武藤会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>○武藤会長 ただ今、会長の職を拝命いたしました山梨大学の武藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>甲州市の国土利用計画の策定ということで、先ほど市長からもお話があったかと思いますが、非常に様々な計画の一番根幹に関わる部分の計画になるかと思っています。</p> <p>また、人口減少や様々な災害に対してのリスクというものも非常に大きな問題としてあるかと思っています。</p> <p>そういうことを踏まえて、適切な甲州市の発展のためにしっかりした国土利用計画というものを策定できればと考えております。ご協力をよろしく願いいたします。</p>
7 諮問	<p>○事務局（新田） ありがとうございました。それでは次第の7となります。市長か</p>

<p>8 議事 (1) 審議会の運営について</p> <p>①甲州市国土利用計画策定審議会運営要領</p>	<p>ら総合計画審議会に諮問をさせていただきます。</p> <p>【諮問内容：「国土利用計画（甲州市計画）第2次」の策定について】</p> <p>(鈴木市長退席)</p> <p>○事務局（新田） それでは、次第の8「議事」に移らせていただきます。 甲州市附属機関の設置に関する条例により、会議の議長につきましては、会長にお願いすることとなっております。 それでは、武藤会長、よろしく申し上げます。</p> <p>○武藤会長 それでは次第に従いまして議事を進めてまいります。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 はじめに、議事の（1）審議会の運営についてを議題とさせていただきます。甲州市国土利用計画策定審議会運営要領について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>○事務局（水上） それでは資料3をご覧ください。 こちらを読み上げる形で説明とさせていただきます。</p> <p>甲州市国土利用計画策定審議会運営要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会の開催、（1）開催日程、会長と協議のうえ開催日を決定し、開催日の概ね2週間前までに文書により開催日を通知します。 （2）会議時間、原則として90分とします。ただし、会の進行状況によっては会長が委員に諮り延長することができます。 （3）会議資料、審議会における協議、検討に必要な資料等は原則として事前に配布します。送付された資料は、内容等確認の上、審議会開催時に持参してください。 2. 審議会の公開及び記録、（1）審議会は公開を原則とします。 （2）会議録は発言者記名の要点筆記方式とし、公開を原則とします。 3. 審議会における合意、審議会において協議が整った場合、審議会における合意があったものとみなします。
--	--

<p>(2) 国土利用計画(甲州市計画)第2次計画策定について</p> <p>① 国土利用計画(甲州市計画)の概要</p>	<p>4. 文書による意見等の提出について、委員は、審議会での協議事項に関しての意見・考え等を書面・メール等で、事前に又は事後に提出することができます。審議会を欠席の場合も、書面・メール等で意見等を受け付けます。提出された意見等は、必要に応じて審議会において公表します。</p> <p>5. 委員会への出欠、開催通知のあった審議会に欠席する場合は、委員は事前に事務局へ欠席の連絡をしてください。</p> <p>6. その他の事項、(1) 公務災害補償の適用に関しては、山梨県市町村総合事務組合规約第3条第1項第10号を適用します。</p> <p>(2) 報酬、費用弁償については、甲州市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を適用します。</p> <p>運営要領の説明は以上となります。</p> <p>○武藤会長</p> <p>ありがとうございました。それではご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>では、この審議会については、ただいまの説明の通り、この要領に沿って進めるということで、よろしく願いいたします。</p> <p>○武藤会長</p> <p>続きまして、(2)の国土利用計画(甲州市計画)第2次計画策定について、を議題とします。</p> <p>最初に、①の国土利用計画(甲州市計画)の概要について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>○事務局(水上)</p> <p>はじめに、国土利用計画を初めてご覧になる方もいると思いますので、国土利用計画(甲州市計画)の概要について説明させていただきます。これから資料4、資料5、資料6-1、6-2の内容を説明していきますが、まず、資料6-1、6-2につきましては、平成27年11月に策定した現在の甲州市の国土利用計画の本編と説明資料になります。現計画の全ての項目を詳細に説明することは、時間の都合もあり、控えさせていただきますが、現計画の概要や今</p>
---	--

後のスケジュール等をまとめたものとして、資料5を用意させていただきました。この後の議事については、資料5をもとに説明をさせていただきます。それでは資料5の1ページ目をご覧ください。国土利用計画については、国土利用計画法に基づいて作成する計画となりますので、関連する国土利用計画法の抜粋を資料4として配布してありますので、資料5と併せて資料4も見て頂けたらと思います。はじめに、資料5の1の甲州市国土利用計画の概要と改正について説明をさせていただきます。

まず、国土利用計画につきましては、国土利用計画法第2条に示された国土利用の基本理念に則りまして、同法第8条の規定により、甲州市の区域における市土の利用に関する基本的事項を定めた計画で、市土の利用に関する行政上の指針となるものです。策定にあたっては、国土利用計画法第5条、第7条の規定より定められた全国計画及び山梨県計画を基本とし、甲州市総合計画に則して策定するものでありますので、現在の計画から大きく変更することは、難しいですが、現在の状況にあった計画に改正する必要があります。いまの説明の内容が、資料5の1ページ目の図の緑で囲った部分になっていますが、全国計画及び山梨県計画を基本として甲州市計画を作成するものであり、都市計画マスタープランや、森林整備計画、農業振興地域整備計画等の上位計画となっています。これらの個別計画の上位計画であるため、国土利用計画においては、土地利用を利用区分別や地域別などの大きな範囲で捉え、基本方向や目標、必要な措置の概要を定めています。本市では、平成27年度に「国土利用計画（甲州市計画）」を策定し、安定した均衡ある土地利用の推進に努めてきたところであります。現在の「国土利用計画（甲州市計画）」の目標年次が令和4年度であり、全国的な社会経済潮流の変化や甲州市における土地利用にかかる環境変化等を踏まえ、今回、「国土利用計画（甲州市計画）第2次」を策定するものであります。

次に2ページ目をご覧ください。

こちらが、現在の計画がどのような構成になっているのかを示したものになります。国土利用計画（甲州市計画）は本編と説明資料に分かれています。資料6-1、6-2の現在の計画と照らし合わせて見ていただければと思います。

まず、本編につきましては、1ページ目に計画作成の導入文章と計画期間を載せています。

次に 2 ページから 13 ページについては、「第 1 章 市土の利用に関する基本構想」として、「市土の特性と土地利用の動向」、「土地利用をめぐる基本的条件の変化」、「計画期間における課題」、「市土利用の基本方針」「利用区分別の市土利用の基本方向」を示しています。

14 ページから 18 ページについては、「第 2 章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」として、「市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」、「地域別の概要」を示しています。

19 ページから 23 ページにつきましては、「第 3 章 第 1 及び第 2 章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」を 9 つの項目に分けて掲載しています。

また、説明資料につきましては、「利用区分ごとの市土利用の推移」や「現況図」、「構想図」等を掲載しています。

次に 3 ページ目をご覧ください。

現在の甲州市計画の基本理念・基本方針を抜粋させていただきました。この部分は読み上げさせていただきます。

まず、基本理念は、先人のたゆみない努力によって守り育てられた市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産等の諸活動の共通の基盤であり、より良い環境を次世代へと引き継ぐべき資源です。

本市には、豊かな自然と文化史跡、農村風景など、歴史が息づく文化的な風景があります。一方で、甲府盆地に位置する地方都市として、活気ある安定した産業の振興、安心安全な生活の実現も同時に求められています。

今後も自然と人と都市が多様な関係性とバランスを保ち、持続可能な市土の保全と活用を進めていきます。

また、広域な市土を有する利点、それぞれの地域の特性、本市に関わる全ての人の力を活かすため、市民や事業者の主体的な参加を促し、協働によるまちづくりを進めていきます。と定めております。基本方針については、6 つの項目を定めており、

- ① 豊かさや暮らしやすさを実感できるまちづくりを進めます
- ② 豊かな自然、歴史、文化、美しい果樹風景等の甲州市の魅力を守るための土地利用のルールづくりを進めていきます
- ③ 資源との共生に留意した開発を基本とします
- ④ 安全で安心な暮らしを支える災害に強いまちづくりを進めます

⑤ 地域の元気を生み出す産業の振興を図り、産業を通じた交流を育みます

⑥ 地域特性に配慮して一人ひとりが甲州市の良さを引き出し、愛着と誇りの持てる取り組みを進めます。となっております。

今後、2次の計画を策定していくにあたり、計画策定の成り立ちと現計画の概要を把握していただければと思います。国土利用計画（甲州市計画）の概要の説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

○武藤会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。

まずは、国土利用計画とは何かというところのご説明かと思えます。この後も話があると思いますが、今回で第2次ということで、前回の国土利用計画の達成状況等もお話しいただき、それも踏まえてということにはなるかと思えますが、こういう部分は注意すべきで、国土利用計画の中に、盛り込むべきものなのか等のご確認等をいただければと思っております。

○雨宮（昭）副会長

甲州市・山梨市・笛吹市で世界農業遺産の認定を受けたことを踏まえて、ルールというか、今後の課題というのか、歴史景観保全というのか、それにしても、特に果樹風景等は、それを維持していくのは大変な至難の技で、今までは専業で農業に従事する方が、たくさんいましたけども、今後5年・10年後というと、甲州市だけの問題ではないと思うが、特に果樹地帯の維持というのは非常に難しい問題に入ってくると思う。

現在の計画の中にも「豊かな自然、歴史、文化、美しい果樹風景等の甲州市の魅力を守る」とあるが、山梨市も笛吹市も果樹地帯であり、世界農業遺産に関わってくる問題だと思う。

私は、ここ5年・10年後は山間部で、後継者もいなくなり、果樹地帯の機械化も遅れているというような問題から、現計画の基本方針の②に当てはまる内容で厳しい問題がかかわるような気がします。

○武藤会長

ありがとうございます。

国土利用計画の中で、全体的な方針を決めて、個別なところは下位計画という形で、分担しながらというところはあるかもしれませんが、今のご指摘は非常に大事だと思いますので、これまでの国土利用計画も、やはり果樹地帯の保全をしっかりと図っていくということがうたわれておりますので、それが基本になるということかと思いますが、それをうたった上で、人が徐々に少なくなってくるような状況等がある中で、本当にどのように維持されるのかということだと思います。

○雨宮（昭）副会長

新しい農業者の育成に力を入れるなど、要するに、新規就農者に温かい視点も持ち、資金面や教育面を支えるようにでも移行していかないと、美しい果樹地帯も守れないような気がします。

○武藤会長

それは、おっしゃる通りだと思います。まずは、果樹地帯の周辺部の保全の部分の話かと思います。

他にはいかがでしょうか。

○古屋委員

資料5の6ページに第1次を作成してからの動きがあるが、そこに、令和4年4月に、過疎地域が以前は大和町だけであったが、甲州市全域が過疎地域になったということで、急激に人口減少起きていることが考えられますし、計画の方も第1次からの見直しのようなことになると思うが、あまり背伸びをしないように、実際に即したような形で無理のない計画としていった方がよろしいのではと思いました。

○武藤会長

この人口減少というのも非常に大きな問題だと思います。

後から話もあるかと思いますが、国の方などでは、コンパクト化という、都市を集約させるというような方針も示されたりはしていますが、そうすると、先ほどの話と矛盾が生じまして、人が山間部等の周辺にはいなくなってしまうので、そうすると、景観を保全することや農業に携わる方が都市に住んでいて通うことが本当に可

能かどうか等も考えながら、甲州市の果樹地帯の周辺の環境は魅力的なので、人は減少しながらでも保全していくという、非常に難しく、無理な計画は問題外かとは思いますが、今のご指摘を踏まえながら、検討していければと思います。

○荻原委員

人口減少に対しては、ここら辺に大きな産業もないため子供が帰ってこないこともあるかと思うが、子供が帰ってくる時に農振法が引っかかることもあるが、農業振興の点では農振法も必要であり、いろいろな兼ね合いを考えなければならない。

農振法は法律で定められており、網かけがあるので、簡単にそこに家を建てるわけにもいかず、子供などが市外に行ってしまうことも現状ありますので、何か考えられればと思います。高速道路も近く、立地は良いので、あとは働ける場所を見つけるなども必要だと思います。工業が増えていけば、畑は減っていくし、その兼ね合いが難しい。

もう一つは、人口減少に伴い、空き家が増えている。神金地区が結構若い人たちが就農している現状がある。玉宮でもあるようだが、都会から来て、入ってくれるような方を多く受け入れるようなシステムをもう少し考えられれば良いのではないかと思います。

○武藤会長

今のご指摘も非常に重要だと思います。コロナ禍になって、二地域居住や、東京の人が地方の方に生活の拠点を構えて仕事をするという話は、全国的にはあるかと思うので、そういう形の国土利用を頭に置きながらやるのか、その辺もこの計画の中には盛り込むべき話であるのかと思う。

○荻原委員

もう一つ聞いた話ですが、都会の人が山梨で農業をやりたいから家を探そうとして、甲州市に相談したようであるが、甲州市はその場合の紹介するシステムはあるのか。山梨市も空き家バンクをやっているようだが、甲州市はどうか。

○前田政策秘書課長

空き家バンク制度は行っていますが、空き家を紹介するのであれ

ば情報発信をやっていますし、宅建業者とも協定を結んでいますので、紹介をしています。

しかし、移住を検討されてくる方が、退職して住みたいのか、農業をしたいのか、二拠点居住したいのか、関係人口として関わる形でよいのか、全員が違って、それにプラス、国の移住支援金も平成29年頃からやって、今は制度が緩和され、甲州市でも去年くらいから3人くらい、世帯で100万円、1人だと60万円や、お子さんがいればプラス30万円等の制度も広めてきているので、実際は来ていますけれども、補助金目当てに来る人は大体相談に来て、あまり最終的な移住にはなっていません。

農業をやりたいとしても、住宅と土地セットになっています。山梨市は農業委員会で農地取得後の耕作下限面積の条件緩和をしているので、庭付き土地付きになっているが、甲州市はそこまでしていないのでそこらへんの兼ね合いもありますし、世界農業遺産の話もありますし、農振法の網掛けがあり家が建てられなければ市外に行くということもある。今回の国土利用計画は、全体計画ですので、細かい部分は下位計画の農業で言えば、農業振興地域整備計画や農業ビジョン等を農林振興課で作成していますし、空家等対策計画もあり、特定空き家になり、潰してしまうのであれば、環境課でも対応しますし、政策秘書課でも横の連携を取りながら、進めていますし、市長からもそのような命を受けていますので、そういった中で対応をしております。

効果については、上位計画にあたる国土利用計画ですので、委員の皆様から今あったような様々な課題はどんどん出してもらいつつも、入れられるものは全体計画の中に入れていけたらいいかと思っています。

○武藤会長

ありがとうございます。

もちろん全体計画ですが、やはり、果樹地帯の保全をしていくことを議論いただいて、きちんと盛り込んでいくかという時には、具体的にどういうことが考えられるのかというのは、そちらも頭に置きながら、全体の計画をきちんと考えていく流れになると思います。

○雨宮（昭）副会長

東京から甲州市は、距離的にも近いので、いろいろな面で何かやってみたいという人達が、東京から通うにしても、住宅の問題にしろ、資金面にしろ、いろいろなサポートが必要になってくると思う。自治体を守るためにも、東京を視野に考えれば、距離的にはいい距離だと思います。

○雨宮（正）委員

甲州市のこの辺を見回しても、市役所より南側に大型店などがあり、商業地域とっていいかは分からないが、農地をつぶして大型店等がありますが、農業をやっていくということになると、やはり中山間地になってしまうと思う。

それでも、土地が空いているから農業をやるだけであれば出来ると思うが、今のご時世で、学校や保育園も無くなってしまし、本当に農業をやるだけの地域になってしまっていると思います。

そういうところもある程度考えていかないと、農業をやるだけであればよいが、その他の生活面を考えてみると、みんなそういうところは山つきになってしまう感じがします。

○武藤会長

そこは非常に重要な大きな課題だと思います。

○雨宮（正）委員

良い土地がみんな潰れて、商業地域のような形になって、あまり良くないようなところが、結局最後まで農業をやっているような形になると思う。

○武藤会長

こういう計画だと、教科書的には、商業地域と農業地域とで分けるような話になりがちですが、今のご指摘も非常に重要かと思ます。本当に農業地域の発展を考えるには、そこで住まわれる方の行動というところも考えないとならない。

○雨宮（正）委員

今は車で5分～10分程度でお店に行けるが、地元コンビニの一つがあるなど、何かちょっとしたものがないと、農業だけでやっていくのは大変だと思います。

○荻原委員

私の商工会という立場で言えば、塩山の商店街があっても、空き家みたいな感じになっている。例えばの話ですが、結局、車社会なので、市の真ん中に大きい駐車場を作って、もともとの商店街を復活させるために、そのような計画を立てることができるかどうかについても国土利用という観点では考えるべきだと思うが、今では、大型店が主力になっているので、魅力ある商店街として、ここにはこういうものがあるということを考えて紹介する等の計画は出るのが、今のニーズは大型店の方に行ってしまうている。時代の流れではない部分もあると思うが、うまくまとめられなくて申し訳ないですが、こういう現状があるという話です。

○雨宮（昭）副会長

何十年か前になると、この甲州市の塩山は甲府に続く第二の商業施設が盛んな場所と言われていたのを覚えています。当時はシャッター通りではなくて、甲府に続く商人の町というか、商店街という感じであった。

○荻原委員

当時と産業形態も変化しているし、状況は変わってきた。

○古屋委員

事務局に質問ですが、平成 27 年 11 月策定の 1 次計画の説明資料の資-6 ですが、平成 22 年、平成 29 年、平成 34 年として目標値がでていますが、今現在はどんな状況ですか。

○事務局（水上）

現在は、数値を調査している段階です。次回以降の審議会の際に数値をお示しさせていただく予定です。

○武藤会長

現在、数値をまとめているということで、それを踏まえて、次回以降で第 2 次の計画に反映させるか検討していくことでよいでしょうか。

<p>②国土利用計画 (甲州市計画)の 改定ポイント</p>	<p>○古屋委員 はい。良いです。 今後、何回くらいの会議を予定していますか。</p> <p>○武藤会長 この後、スケジュールの説明も予定していますので、②の国土利用計画(甲州市計画)の改定ポイントについて、事務局から説明をお願いします。</p> <p>○事務局(水上) 資料5の4ページをご覧ください。 今回の2次計画を策定するにあたり、改定のポイントとして大きく3点を上げさせていただきました。 ポイント1として、「現状分析及び将来再推計による利用方針の見直し検討」を行います。内容としましては、「国土利用計画(甲州市計画)」策定時からの各種データ、社会情勢等の変化を踏まえて、将来推計及び目標値を再設定するとともに、現況図・土地利用図等の更新を図ること。「国土利用計画(甲州市計画)」の実施状況を振り返り、目標との差異や取組状況等を確認します。国・県の方針、庁内関連計画等との整合性を図るとともに、法律や条令改正等への対応を確認します。 ポイント2としましては、「まちづくり・都市開発視点での方針検討」を行います。内容としましては、本格的な人口減少社会の到来に合わせて、都市機能及び生活拠点等を適切に開発していくとともに、土地の有効利用を促進していく必要性の整理を行います。総合計画や都市マスタープランの改定状況を踏まえつつ、新たな開発計画等について、地域別・用途別の方針を再検討することがあります。 ポイント3としましては、「防災・自然保護・環境・景観視点での方針検討」を行います。内容としましては、大規模自然災害等への関心が高まる中、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成することが国家的な重要課題となっていることを認識しつつ、計画の改定をしていきます。本市においても、国土強靱化地域計画や景観計画の改定状況、日本遺産・世界農業遺産認定、「甲武信」ユネスコエコパーク認定等を踏まえて、地域別・用途別の方針を再検討することがあります。 また、計画の期間設定につきましては、基準年次を直近で国勢調</p>
--	---

査を行った令和2年とし、策定を行う令和4年度から10年後の令和14年を目標年度とし、10年間の中間である、令和9年度を中間年次とする予定です。説明をした、3点のポイントを押さえる中で、二次計画の策定を進めていくことを考えています。この後のスケジュールの説明と重複してしまいますが、次回の審議会の際には、これらのポイントを踏まえた中で計画の骨子をお示しする予定ですので、今回は作成した骨子に対して意見をいただきますが、先程、既にご意見はいただきましたが、今の時点で、もっと注視した方がよいポイントなどがありましたらご意見をいただけたらと思います。②の国土利用計画（甲州市計画）の改定ポイントの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○武藤会長

先ほど様々なご意見いただいた部分と、改定のポイントとして考えていただいていることと、かなり一致しているかと思いますが、まず、ポイント1としては、先ほどご指摘があった第1次の計画の達成状況を踏まえて、第2次で改定を図るということ。

ポイント2は、都市機能及び生活拠点の適切な維持についてであり、先程の駅前の商店街のお話も、こういう中でご議論いただき、計画の中に位置づけていく必要があると思います。大型店のことや甲州市外の話も出てくるが、そういうことも念頭に置きながら、やはり甲州市の中心部の発展をきちんと位置づけていく必要があると思います。それに基づいて、次に総合計画や都市計画マスタープラン等で、具体的にどのように行っていくかが決まっていくということだと思います。

ポイント3の二つ目の項目の、景観計画や日本遺産、世界農業遺産認定等の保全の話というところで、ポイントとしてはうまくまとめているかと思いますが、これ以外のところで、ポイントとして押さえていくべきではないかという、ご意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。

○荻原委員

このようなポイントで進めていただき、作成した内容を投げかけていただければ、それに対して意見をしていくという形で良いかと思います。

○武藤会長

私が個人的に気になっているのは、ポイント3でも挙げている防災の部分で、ここ数年で台風や線状降水帯等の被害があり、山梨は比較的大きな被害は今のところ発生していないが、そのあたりのご懸念点等ございましたら、ご意見を出していただければと思います。

○雨宮（昭）副会長

防災の観点で言わせていただければ、甲州市の大菩薩山系からくる河川と玉宮からくる河川があるが、その堤防については狭いところがあり、改修がほとんどなされていない。一級河川になればお金の出所が違うと思いますが、防災の観点で見れば、武藤会長から話のあった、台風や線状降水帯等の被害で、河川や堤防が氾濫・決壊し、農地や住宅が駄目になるような、多大な被害が起こることもありえる。60年程前に7号台風というものがあり、多大な被害が出て、その時に多少は河川等を直したと思う。

○荻原委員

それ以降に堤防や堰堤を入れているが、その時の堰堤が駄目になっている。

○雨宮（昭）副会長

あまり改修されていないように感じる。甲州市は、たまたま大雨が少ないが、線状降水帯のようなものがきた場合は、被害が出る気がする。

○荻原委員

大菩薩山系で、この前も恩若で1時間に115ミリ程雨が降った。その時、川の水位は上昇したが、被害はなかった。その辺は花崗岩地帯であり、砂になり始めているところが多いから地盤が弱い部分がある。

20年程前になるが、ゴルフ場の上で、堤防ごと押ししまって、山の中で止めきれずに重川に多くの水が出たことがあった。塩山北中学校の裏も決壊しそうになったりしたことも、消防団をやっていたので経験しました。それ以来、大水は出ていないが、どうしても大雨の後に山が崩壊している場合が大菩薩山系は多い。市・県・国

のどこの仕事なのかは分からないが、国土の中で森林を守ることも防災面からしても必要だと思います。市内全域で、河川の中に多くのアカシア等の樹木が生えており、伐採等もしていただいているが、またすぐ生えてくる。その樹木が流れてきて、橋に引っかかり、それが原因で決壊することもある。

このようなことも踏まえて、国土利用計画の中で、防災面として見直すところがあれば、入れておけばいいのではないかと思います。

○武藤会長

国・県との分担というところはあるかもしれませんが、甲州市の計画の中にきちんと盛り込むことが重要なのかと思いますので、非常に重要なご指摘だと思います。

○雨宮（昭）副会長

玉宮あたりもいくつも永久橋と言っていいのか、コンクリートの橋があるが、7号台風の時にはあったので、60年は経過していると思うが、橋の検査は、やっているのか。

○前田政策秘書課長

建設課で橋梁長寿命化調査というものがあり、市の管理の橋梁が300程あり、一度には出来ないので、順番で調査を行い、ランク付けを行い、ランクが低い方から対応を行っています。

○雨宮（昭）副会長

橋が駄目になれば市民の生活が止まることや、不便になってしまうのでお聞きしました。

○事務局（新田）

いただいた意見は庁内の他の担当とも共有できますので、様々なご意見をいただけるとありがたいです。

先ほどの改訂ポイントでもあった通り、防災視点での方針検討を行っていきますので、防災面の記述を厚くしていくなど、様々なことを盛り込んでいくことになるとと思いますが、上位計画ですので、細かいことまでは規定することはできませんが、様々な関連した、上位計画、下位計画と連携し、進めていければと思います。様々は

<p>③改定スケジュール</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>○武藤会長 最後に全体に対するご意見も伺いますので、この件については以上とします。 続きまして、③の改定スケジュールについて、事務局から報告をお願いします。</p> <p>○事務局（水上） 資料5の5ページをご覧ください。 今後のスケジュールについてですが、一番右側の列が審議会の予定になっております。本日、8/22が第1回の審議会となっております、第2回を10月に予定しています。その際には、今日いただいたご意見と改定ポイントを踏まえて、入れられる部分については反映させる形で計画の骨子をお示しし、その骨子をもとに計画素案の作成を行い、11月を目途に第3回として、素案に対する意見をいただいた後、パブコメ等を経て、今年度中に計画を策定する予定です。2月の審議会につきましては、素案の修正やパブコメを行った際にどのくらい意見が出るかにより、書面で開催させていただくか、実際に集まさせていただくかを検討させていただきます。審議会については、4回程度開催する予定としていますが、コロナの状況により、書面会議にする場合や作業の進捗状況によって変更となる場合もありますが、よろしくお願いいたします。 また、審議会と並行して、庁内でも庁内調整委員会として計画策定に関わっていくとともに、県との調整も随時行っていきます。以上がスケジュールの説明となります。よろしくお願いいたします。</p> <p>○武藤会長 おおよそ、11月には素案が出来上がる形での策定スケジュールというところです。 このスケジュールに関して、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>○雨宮（昭）副会長 審議会は少人数であるので、書面でない開催でよいと思います。</p>
------------------	---

<p>(3) その他</p> <p>9 閉会</p>	<p>○荻原委員 意見を言う場であるので、対面で自由に意見を言えた方がよいと思います。書面開催で、言いたいことを文章にすることは難しい部分もあるので、できるだけ対面でやる方がいいと思います。</p> <p>○武藤会長 分かりました。スケジュールはこのように考えておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>○全員 よい。</p> <p>○武藤会長 それでは、今のスケジュールのお話もいただき、全体を通じてご意見等がございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>○全員 よい。</p> <p>○武藤会長 次回の10月は、今のデータの更新等を行い、そこについての説明を踏まえて、骨子を提案していただき、それに対して、ご意見をいただき、11月に素案を作成する形で進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>○武藤会長 それでは、ご意見等よろしいでしょうか。</p> <p>○全員 よい。</p> <p>○武藤会長 それでは、以上で議事を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>○事務局（新田）</p>
----------------------------	--

	<p>武藤会長におかれましては、円滑かつ丁寧な議事進行をありがとうございました。</p>
--	--

	<p>また、委員の皆様におかれましても、有意義なご発言を沢山いただき、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第1回甲州市国土利用計画策定審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
--	--